

入 札 説 明 書

長崎県福祉保健部国保・健康増進課

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 委託の名称

特定医療費（指定難病）更新申請書類スキャン業務委託

(2) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 18 日まで

(3) 履行場所

長崎県福祉保健部国保・健康増進課（長崎県庁行政棟 1 階：長崎市尾上町 3 番 1 号）

(4) 仕様

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(5) 入札及び開札の場所及び日時

日時 令和 7 年 12 月 9 日（火） 15 時 00 分

場所 長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁舎行政棟 1 階 入札室

入札及び開札当日が悪天候（暴風雨等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に 2 の(1)の部局に確認すること。

(6) 質問書の提出について

当該契約事務に関する質問については、令和 7 年 12 月 4 日（木）17 時までに、2 の(1)の部局あて F A X にて送付の上、電話にて着信確認を行うこと。回答については、すべての入札説明書受領者宛に、メールにて送付する。

(7) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

エ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。

オ 入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の提出済の印鑑を押印したものに限る。）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

カ 入札執行回数は、3 回を限度とする。

キ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ク 電送及び郵送による入札は認めない。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、入札用封筒に会社名、業務名を記入し提出してください。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印してください。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・入札書の宛名は長崎県知事宛としてください。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を令和7年12月8日（月）15時までに納付すること。（落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付する。）

【注意事項】

入札保証金の納付に係る文書の様式は特に定めていませんが、次の事項を記載した申出書を令和7年12月4日（木）17時までに2の(1)の部局に提出してください。（書留郵便など配達記録が残るものに限り郵送可。期限内必着）

- ・宛名（長崎県知事）
- ・作成日
- ・入札者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（代表者印（個人の場合、本人の印）を押印してください。）
- ・申出内容（「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申出ます。」と記載してください。）
- ・見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額
- ・申出書を受け取り次第、納付書を送付しますので、最寄りの金融機関において納付してください。
- ・納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできません。
- ・納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和7年12月8日（月）15時までに2の(1)の部局に提出してください。（ファックス、郵送可。期限内必着）

(イ) 次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金を免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約（同規模以上対象）を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件）を提出したとき。

※契約内容を証明するものとは、締結した契約書の写し等とします。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）に応じて次の区分で提出すること。

- ① 3,000万円以上
- ② 3,000万円未満1,000万円以上
- ③ 1,000万円未満

【注意事項】

入札保証金の免除手続は、必要書類を添えて国保・健康増進課へ持参ください（郵送は認めません）。

- ・審査及び結果通知に数日必要ですので、提出期限は令和7年12月4日（木）17時までとします。
- ・様式は特に定めていないので宛名は長崎県知事として、作成日、入札者商号又は名称、所在地、代表者名（押印）、業務名、理由（入札保証保険契約の締結、契約書の写し等の添

付のいずれかに該当する旨を記載)を記載した書面に保険証券又は契約書の写し等を添付し、申し出内容「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金の納付の免除を受けたいので申し出ます」を記載して提出してください。

- ・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとしてください。
- ・入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5%となります。
例えば、1,000千円で入札する場合、入札保証金は50千円ではなく55千円となるのでご注意ください。入札保証金が50千円の場合は、909,090円までしか入札できず、1,000千円の入札は無効となります。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

(ウ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。
ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約(同規模以上対象)の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件)を提出したとき。

※履行を証明するものとは、発注者の履行証明書等とします。なお、「同規模」の契約については、契約単価に発注予定工数を乗じて得た額(消費税及び地方消費税を含む)に応じて次の区分で提出すること。

- ① 3,000万円以上
- ② 3,000万円未満1,000万円以上
- ③ 1,000万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(9) 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

【注意事項】

- ・委任事項を記載してください。

業務名 特定医療費(指定難病)更新申請書類スキャン業務委託の入札及び見積りに関する一切の権限

と記載してください。

代理人の印鑑は必ず入札書に使用する印鑑と同一にしてください。

- ・委任者の代表者を記載してください。

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次のアからキにより無効となった者は、再度の入札に加わること

ができない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ウ 入札者が連合して入札をしたとき。
- エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

第1回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立会のもとに、再度の入札及び開札を行う予定ですので、ご出席願います。

入札回数は3回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての会社との協議等は出来ないので3回目までの金額についても委任を受けておいてください。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので見積額の準備もお願いします。なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できませんのでご協力ください。

(12) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から5日以内（初日含み県の休日を含まない）に契約締結ができるよう

手続きを行い、契約書を提出すること。

イ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

ウ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(13) 入札参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項第 1 号の規定に該当しない者である。

イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 特定医療費（指定難病）更新申請書類スキャン業務委託に関する令和 7 年 11 月 27 日付けの競争入札の参加者の資格等の告示に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

エ この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

オ この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

(14) 競争入札参加者の資格要件

ア この公告の前日までに県内企業（県内に本店が登記されている企業又は個人で県内に店舗等を保有して営業している者をいう。）、又は県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している県外企業（登記簿上、本社の住所が県外になっている企業をいう。）であること。

2 その他

(1) 当該調達契約事務に関する担当部局

長崎県福祉保健部国保・健康増進課（難病・移植医療班）

〒850 - 8570 長崎市尾上町 3 番 1 号

直通電話 : 095-895-2496

ファックス : 095-895-2575